

質問回答書（2回目）

次の工事に関する質問に回答します。

令和元年11月28日

工事名 : 緊急地方道路整備工事

路線名等 : 鳴門池田線

工事箇所 : 美馬市脇町西赤谷～拝原 曾江谷新橋

番号	質問事項	回答
①	総合評価（標準型）加算点等算出資料申請書の代表以外の構成員の配置予定技術者の欄には「工場製作期間」と「現場施工期間」の区別がありませんが、工場の技術者と現場の技術者をあわせて3名まで記入すると考えてよろしいでしょうか。その場合、（工場）、（現場）等を明記する必要がありますか。	総合評価（標準型）加算点等算出資料申請書の代表以外の構成員の配置予定技術者は、工事現場で専任できる技術者を申請してください。 よって、工場製作期間の配置予定技術者の申請は必要ありません。 なお、工場製作のみが行われている期間の技術者の取り扱い、代表構成員の技術者と同様です。
②	工場製作工で使用する「橋梁製作工」については、4週8休の経費補正の対象外と考えてよろしいでしょうか。	「橋梁製作工」については、4週8休の経費補正の対象外です。
③	耐候性高力ボルトの単価は「令和元年度土木工事実施設計単価表（2019年10月01日以降適用）P221より算出されているのでしょうか。それとも2019年10月物価資料により算出されているのでしょうか。その場合の単価適用地区をご教示願います。	耐候性高力ボルトの単価については、2019年10月物価資料により算出しています。 単価適用地区は、「近畿」を採用しています。
④	単価表122号の原板ブラストにつきましては、「令和元年度土木工事実施設計単価表（2019年10月01日以降適用）のP191（基準単価）を採用されておりますか、それともP221（特別調査資材）を採用されておりますか。ご教示願います。	単価表122号の原板ブラストについては、令和元年度土木工事実施設計単価表（2019年10月01日以降適用）のP191に記載の単価を採用しています。
⑤	単価表143号 桁架設には、62.3t/日と記載がありますが、数量総括表の主桁質量722.94t、主桁架設回数46回から、1部材質量15.7t、係数 $\alpha=1.1$ となり、それを基に箱桁架設日施工量を算出すると、上記62.3t/日になりません。 日施工量の算出方法をご教示願います。	日当り架設質量は、「令和元年度 土木工事標準積算基準書 IV-7-③-6 表6.1」に基づき算出しており、「一部材質量による係数」は $a=1$ とし、 $Dw=62.3t/日$ を見込んでおります。
⑥	現場塗装工の中塗り、上塗りで彩色が異なっておりますが、設計書記載のとおりと考えて宜しいですか。	現場塗装工の中塗り、上塗りについては、見積参考資料に記載のとおりです。
⑦	単価表197～202号 電気設備工 各種配管工の積算条件（新設・移設・撤去、クリップ止め・ナット止め、定尺を無加工で施工する割合）について、ご教示願います。	単価表197～202号の積算条件については、当該単価表内及び単価表56～59号に記載しています。